

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令その他の関係政令の一部改正

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。

第二 道路法施行令の一部改正

道路を管理していた者が不用物件を管理しなければならない期間を短縮するものとする。

(第八条関係)

第三 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)